

共 助 第 2 6 1 号
平成29年7月28日

特定非営利活動法人ベストライフ 御中

埼玉県県民生活部共助社会づくり課長 影沢 政司

市民への説明の要請について

貴法人に対して、平成29年7月28日付け指令共助第260号により、改善のために必要な措置をとることを命令しました。

つきましては、別添の埼玉県における「NPO法の運用方針」に基づき、下記により、市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について、埼玉県まで書面により報告するよう要請いたします。

市民への説明は、NPO法の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び埼玉県に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、埼玉県のホームページ上に掲載して公表いたします。なお、期限を過ぎても報告がなかった場合もその旨を掲載し公表いたします。

記

1 説明していただきたい内容

- (1) 改善命令の内容
- (2) 改善命令の内容に沿った改善状況

2 市民への説明要請

(1) 説明の実施方法

市民への説明は貴法人により自主的に実施されるものであり、実施方法については、貴法人に委ねられますが、参考例としては以下のものがあります。

- ・ 貴法人の事務所において誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置く。
- ・ 貴法人が運営するホームページ上において説明文書を掲載する。
- ・ 適切な人数を収容できる会場において説明会を開催する。

市民宛の説明内容を記載した文書を埼玉県に対して送付し、県のホームページに掲載することによって代替することもできます。

(2) 説明の期限

平成29年8月28日（月）

(3) 埼玉県への書面報告期限

平成29年8月28日（月）必着

2 市民への説明についての問合せ及び提出先

埼玉県県民生活部共助社会づくり課 総務・NPO認証担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電話番号 048-830-2823